令 和 7 年 10 月 1 日

保護者　様

千葉市教育委員会保健体育課長
千葉市立朝日ヶ丘小学校長

学校において予防すべき感染症による出席停止手順の変更について

初秋の候、保護者の皆さまにおかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より、本校教育活動に対しまして、ご理解・ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、児童生徒が学校において予防すべき感染症にり患した際、学校保健安全法施行規則第 18 条・第 19 条で定められた期間、出席停止となります。千葉市では、これまでインフルエンザ等一部の感染症を除き、登校する際に医師による証明が必要な「登校許可証明書」の提出をお願いしておりました。

しかし、保護者の皆様の時間的・経済的負担、また医療機関の業務負担等を考慮し、千葉市医師会と協議の上、「登校許可証明書」の運用を廃止することとしました。**令和７年１０月１日より、学校において予防すべき感染症は全て、医師による証明が不要な保護者記載の「療養報告書」の提出に変更し、様式を統一します。**使用の流れ、留意点等につきましては、別添の「学校において予防すべき感染症による出席停止手順」をご参照ください。

なお、「療養報告書」は学校から配付しますが、千葉市ホームページ（教育委員会保健体育課：https://www.city.chiba.jp/kyoiku/gakkokyoiku/hokentaiiku/index.html）よりダウンロードしてお使いいただくこともできます。

学校における感染症の流行を予防するために、引き続きご理解、ご協力をお願いいたします。

【変更点】

（１）「登校許可証明書」「インフルエンザにおける療養報告書」「新型コロナウイルス感染症における療養報告書」「療養報告書（臨時）」の運用を廃止する。

（２）登校する際は、保護者が記入した「療養報告書」を学校へ提出する。（医療機関での証明は不要）